明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**二）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**七）　二
○学校教育法施行規則第五十六条の二等の規定による特別の教育課程について定める件（**文部科学**一）　三
○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づき講習会を登録した件（**厚生労働**六）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**五四～六二）　五
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項の規定に基づき学校を認定した件（**経済産業**二）　五
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条の三の規定に基づき学校の認定を取り消した件（**同**三）　五
○工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件（**特許庁**一～三）　五
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習機関の登録をした件（**国土交通**二六）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**二七）　六
○対策地域内廃棄物処理計画を変更する件（**環境**一）　六
○生活保護法第五十五条の二に基づく指定医療機関に関する告示（**東北厚生局**一）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**七、八）　八
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**九、一〇）　八
○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**中国地方整備局**四）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**四）　九
○都市計画に関する件（**北海道開発局**一）　九

〔人事異動〕

公正取引委員会　法務省　財務省　岩手県　栃木県　群馬県　長野県　岐阜県　香川県　福岡県　九

〔官庁報告〕

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　一〇

国家試験

平成二十五年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分、建築基準適合判定資格者の消除関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一四

地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他　三三

省　令

○文部科学省令第二号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第六十八条及び第七十七条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十四日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の次に次の二条を加える。

第五十六条の二　小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三　前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

第七十九条中「第五十六条」を「第五十六条の二」に、「、第五十一条又は」を「」とあるのは「第七十二条」と、「第五十一条」とあるのは「第七十三条（併設型中学校にあつては第百十七条において準用する第百七条、連携型中学校にあつては第七十六条）又は」を削り、「第四十六条」と」の下に「、第五十六条の三中「他の小学校又は特別支援学校の小学部」とあるのは「他の中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」と」を加える。

第百八条第一項中「第五十六条まで及び」を「第五十六条の三まで及び」に、「「第百七条」を「「第百七条」に改め、「第六十七条第一項」と」の下に「、第五十六条の二中「第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条」とあるのは「第百七条並びに第百八条第一項において準用する第七十二条及